

保 存 期 間 5 年

規 制 発 第 835 号

平成28年8月1日

本部内各部課長

警 察 学 校 長 殿

各 警 察 署 長

交 通 部 長

道路使用許可に係る審査基準について

見出しの件について、道路使用許可事務取扱要領（平成28年8月1日付け通達乙規制第834号別添）第20に基づき、道路使用許可に係る審査基準を別添のとおり定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、別添中の「法」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。

道路使用許可に係る審査基準

第1 法第77条第1項第1号に掲げる工事又は作業（1号許可）

1 道路工事

次の事項について審査するものとする。

(1) 使用範囲及び工事方法の審査

ア 工事の場所は、原則として相互通行が可能な有効残余幅員を確保して（一方通行の場合は除く。）、交通の妨害が最小限となるよう適宜工事等を分割して行うものであること。ただし、工事の規模、性格等により工事を分割することが不可能又は著しく困難となるときは、この限りでない。

イ 同時に工事を行うことができる区域（以下「工区」という。）の延長は、土砂、資機材の置場を含め、原則として市街地では一街区又は70メートル以内、その他の場所では100メートル以内で、2以上の工区を同時に行う場合は、交通の妨害が最小限となるよう工区と工区の間を100メートル以上離すものであること。ただし、工事の規模、性格等により工事を分割することが不可能又は著しく困難となるときは、この限りでない。

ウ 建物その他、人の出入りする場所に近接して行う工事については、歩行者の通行の安全を確保するため必要な通行路を確保すること。

エ 道路を掘削する工事が終了した場合においては、速やかに交通の妨害となるよう路面の高低をなくすなど、確実に埋め戻しを行うものであること。

オ 工事現場に搬入する資機材は、交通の妨害とならないよう必要最小限にとどめるものであること。

カ 掘削した土砂は、道路上に堆積させないものであること。

キ 工事資機材及び掘削した土砂の搬出入は、交通の妨害とならない箇所から行うものであること。

ク 工事休止期間中は、必要やむを得ない場合を除き、工事区域内には土砂又は資機材を置かないものであること。

ケ 工事の施工に伴い片側交通となる場合には、原則として赤色合図灯等を持

った交通誘導員（工事等の現場において、交通の安全と円滑を確保するため専従する者をいう。以下同じ。）をその両端、必要な箇所に配置するものであること。

コ 工事の施工に伴い道路又は隣接する地盤の陥没、崩壊等を防止するため、必要な防護措置を講ずるものであること。

サ 工事の施工に伴い影響を受けるおそれのある地下埋設物等については、関係機関及び当該埋設企業体と協議し、必要な場合には、事前に移設、防護等の措置を講ずるものであること。

シ 工事の施工に伴い道路の通行を制限する場合には、あらかじめ地域住民に對し通行制限箇所を知らせるなど、必要な事前広報を講ずるものであること。

ス 工事を行う場合には、歩行者及び車両の安全を確保するため、必要な保安施設を設置するものであること。

(2) 施工時間、時期の審査

工事の場所及びその付近における時間的又は季節的な交通の状況並びに工事の規模、性格等から総合的に判断し、交通の安全と円滑に与える障害が最小限となる時間又は時期であるものとする。その基準は次のとおりである。

ア 夜間において施工するもの

次に掲げるものは、原則として夜間（午後7時から翌日の午前7時までの間をいう。ただし、地域の実情を勘案して時間を定めて差し支えない。）に行うこととし、工事を行う時間以外は、路面を復旧又は覆工して交通の妨害とならないようにするものであること。

(ア) 主要幹線道路、繁華街の道路等交通の頻繁な道路における工事。ただし、簡易な工事等で短期間で終了するものについては、この限りではない。

(イ) 踏切及びその前後30メートル以内の道路における工事。ただし、交通が閑散な場所においては、この限りではない。

(ウ) 車両の通行止めの交通規制を伴う工事又は近くに迂回路がない場合等で著しく交通の妨害となるもの

イ 昼夜連続して施工するもの

次に掲げるものは、原則として昼夜連続して行うことができる。

(ア) アに掲げる工事で、昼間に路面を復旧又は覆工することが技術的に困難

なもの

(イ) 著しく交通の妨害となるものであるが、公共性が高く短期間に完成させる必要があるもの

2 管路埋設工事

(1) 使用範囲、工事方法の審査

1 (1)の規定のほか、次の事項について審査する。

ア 堀削場所は、工事等を行う時間以外は交通の妨害とならないよう路面の復旧又は覆工を行うものであること。

イ 堀削場所において、工程上やむを得ない理由で開口部を設けて工事を中断する場合には、開口部周辺に保安施設を十分に設置して、歩行者及び車両の通行の安全に万全を期すものであること。

ウ 覆工資材は、一般車両の通行に十分に耐え得る強固なものとし、覆工板を用いるときは、車両がスリップすることのないよう滑り止め等の必要な措置を講ずるものであること。

エ 覆工板は、相互に緊結して移動しないようにするとともに、覆工板相互間及び路面の取付けについては、交通の障害とならないよう高低がないものであること。

(2) 施工時間、時期の審査

1 (2)の審査事項に準ずる。

3 軌道工事

(1) 使用範囲及び工事方法の審査

1 (1)及び2 (1)の規定のほか、次の事項について審査する。

ア 工事は、交通の妨害とならないよう原則として軌道敷内で行うものであること。ただし、軌道敷の分岐点、交差点等でやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 工事用資機材の置場は、努めて軌道敷内とし、交通の妨害とならない場所であること。

(2) 施工時間、時期の審査

1 (2)の審査事項に準ずる。

4 地下鉄工事

(1) 使用範囲及び工事方法の審査

1 (1) 及び 2 (1) の規定のほか、次の事項について審査する。

ア くい打ち工事に伴う布掘り（つぼ掘りを含む。以下同じ。）は、原則として幅 1 メートルとし、くい打ち後は、直ちに路面の覆工を行い、交通の妨害となならないものであること。

イ くい打ち工事又はくい抜き工事に使用する道路の延長は、資機材置場を含め、原則としてくい打ち機 1 基について長さ 60 メートル以内、幅 8 メートル以内で、交通の妨害とならないものであること。

ウ ホッパーを設置する場所は、原則として交差点又は横断歩道から 10 メートル以内の場所その他交通の妨害となる場所以外の場所であること。また、同時に 2 以上のホッパーを設置する場合にあっては、その間隔を原則として 30 メートル以上とするものであること。

エ ホッパーの幅は原則として 6 メートル以内、板囲いの長さは 12 メートル以内とし、交通の妨害とならないものであること。

(2) 施工時間、時期の審査

1 (2) の審査事項に準ずる。

5 跨道橋工事

(1) 使用範囲及び工事方法の審査

1 (1) 及び 2 (1) の規定によるほか、次の事項について審査する。

ア 工事の足場又は落下物の防護施設の下端の路面からの高さは、4.5 メートル以上のものであること。ただし、工事等の場所又は技術上の理由等によりやむを得ないと認められるときは、交通の妨害となるおそれがないときに限り 4.5 メートル未満とすることができる。この場合においては、歩行者及び車両の運転者に注意を喚起するため、その高さを表示した表示板を見やすい箇所に掲出することであること。

イ 工事の足場若しくは受け台又はアの表示板は、夜間においても確認できるよう反射材を用いたもの又は照明装置が付けられているものであること。

ウ 枝受け台は、原則として車道に置かないものであること。ただし、やむを得ない場合は、交通の妨害とならないような方法で車道上に置くことができる。

エ 工事の現場においては、工事用資機材等が道路上に落下することのないよう防護ネットを張るなど防護施設を設けるものであること。

オ 橋桁等の長大重量物の設置作業現場が道路上空にかかる場合は、当該道路の通行止めの措置を講じるものであること。

(2) 施工時間、時期の審査

1 (2)の審査事項に準ずる。

6 架空線作業

(1) 使用範囲及び作業方法の審査

ア 架空線の作業区間は、必要最小限のものとし、可能な限り分割して行うこと。

イ 作業のためのはしご、柱等を使用する場合には、路端又は歩道上の端に置くものであること。ただし、作業の性格上やむを得ないものと認められる場合は、車道上に置いて行うことができる。この場合においては、交通の危険を防止するため必要な交通誘導員を配置すること。

ウ 作業の現場においては、作業用資機材等が道路上に落下することがないよう防護措置をとるとともに、作業の直下地点及びその周辺の道路上には、歩行者及び車両の運転者の安全を確保するため、必要な保安施設を設置するほか、作業の移動に合せ道路上の保安施設を適切に移動すること。

(2) 作業時間の審査

原則として昼間において行うこと。

7 マンホール作業

(1) 使用範囲及び作業方法の審査

次の事項について審査するものとする。

ア 一つのマンホールについて使用する道路の範囲は、長さ3メートル、幅1.5メートル以内のものであること。ただし、作業の場所、規模等からやむを得ないと認められるときは、この限りではない。この場合においては、交通の妨害を最小限とするために必要な措置を講ずること。

イ 作業中は、歩行者又は車両の運転者の安全を確保するため、必要な保安施設を設置すること。

(2) 作業時間の審査

6 (2)の審査基準に準ずる。

8 ゴンドラ作業

(1) 使用範囲及び作業方法の審査

次の事項について審査するものとする。

ア 作業に使用するゴンドラは、労働基準監督署長の設置認可を受けたものであること。

イ 作業に際しては、事前にゴンドラ又はつり足場等（以下「ゴンドラ」という。）の本体及び取付け各部の装置を十分に点検するものであること。

ウ 作業の現場においては、ゴンドラ本体、作業用資機材及び洗剤、汚水等が道路上に落下又は飛散することのないよう防護措置をとるとともに、作業の直下地点及びその周辺の道路上には、歩行者及び車両の運転者の安全を確保するため、必要な保安施設を設置するほか、ゴンドラの移動に合わせて道路上の保安施設を適切に移動するものであること。

エ 作業中以外の時間には、ゴンドラその他の物件を道路の上空に懸垂し、又は道路上に置かないものであること。

(2) 作業時間の審査

6 (2)の審査基準に準ずる。

9 測量等作業

(1) 使用範囲及び作業方法の審査

ア 作業は、原則として路外で行うものとし、路外にスペースがないなどのやむを得ない理由により車道上において作業する場合は、必要最小限度の範囲で行うものであること。

イ 作業に際しては、歩行者又は車両の運転者の安全を確保するため、必要な保安施設を設置するものであること。

(2) 作業時間の審査

6 (2)の審査基準に準ずる。

10 搬出入等作業

(1) 使用範囲及び作業方法の審査

9 (1)の規定によるほか、次の事項について審査する。

ア 生コンクリーチの打設、クレンーン車の懸吊、資機材等の搬出入等の作業

は、必要最小限度の時間内であること。

イ 生コンクリートの打設に伴い道路に圧送管を敷設する場合は、歩行者又は車両の安全を確保するための措置を講じるものであること。

(2) 作業時間の審査

6 (2)の審査基準に準ずる。

11 移動入浴車等作業

(1) 使用範囲及び作業方法の審査

ア 道路使用許可対象車両は、移動入浴車、LPガスバルクローリー車とする。

イ 作業中は、歩行者又は車両の運転者の安全を確保するため、必要な保安施設を設置すること。

(2) 作業時間の審査

6 (2)の審査基準に準ずる。

12 その他道路を使用して行う工事等

(1) 使用範囲、工事及び作業方法の審査

1 から 11までの審査事項に準ずる。

(2) 工事及び作業時間の審査

1 (2)及び6 (1)の審査事項に準ずる。

第2 法第77条第1項第1号に掲げる工事又は作業（2号許可）

1 石碑等の設置

(1) 設置場所、設置方法の審査

次の事項について審査するものとする。

ア 設置する場所は、原則として道路広場、橋詰広場、分離帯等交通の妨害となることがない場所であること。ただし、公益上又は社会の慣習上やむを得ない場合であると認められるときは、次の基準による。

(ア) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置すること。

(イ) 歩車道の区別のある道路においては、歩道上におおむね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界に接して設置すること。

(ウ) 歩車道の区別のない道路においては、おおむね6.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側に接し、側溝が

ない場合は路端に接し、それぞれ設置するものであること。

イ 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときは、この限りでない。

(ア) 交差点又は横断歩道若しくは自転車横断帯（以下「交差点等」という。）に接する歩道の部分

(イ) 法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分

ウ 道路標識、信号機等（以下「道路標識等」という。）の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。

エ 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置すること。

オ 設置するための工事等は確実に行い、風雨、地震等により、又は人が寄り掛かるなどして工作物が破損、倒壊、飛散し、歩行者又は車両の運転者の安全を脅かすおそれのないものであること。

カ 道路を掘削し、その他交通の妨害となるような方法で工事等を行う場合は、必要な保安施設を設置すること。

(2) 設置工事等の時間の審査

第1の1(2)の審査事項に準ずる。以下に掲げる設置工事についても同様とする。

2 公衆電話ボックス等の設置

次の事項について審査するものとする。

(1) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。

(2) 歩車道の区別のある道路においては、歩道上におおむね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界に接して設置すること。

(3) 歩車道の区別のない道路においては、おおむね6.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側に接し、側溝がない場合は路端に接し、それぞれ設置すること。

(4) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときは、この限りでない。

ア 交差点等に接する歩道の部分

イ 法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分

- (5) 道路標識等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。
- (6) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置すること。
- (7) 公衆電話ボックスの出入口は、路端又は道路の中央に面しない側面に設け、戸を開いた場合にその先端が公衆電話ボックスの側面より出ないものであること。

3 電柱等の設置

- (1) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置すること。
- (2) 歩車道の区別のある道路においては、歩道上におおむね 1 メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界に接して設置すること。
- (3) 歩車道の区別のない道路においては、おおむね 4 メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側に接し、側溝のない場合は路端に接し、それぞれ設置すること。
- (4) 設置する場所は、交差点等に接する歩道の部分以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- (5) 道路標識等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。
- (6) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置すること。
- (7) 電柱等は、できるだけ並立を避け、これらに取り付ける電線、電話線、ケーブル線は努めて共架すること。
- (8) 電柱等に取り付ける電線、電話線、ケーブル線の路面からの高さは 5.5 メートル以上のこと。

4 街路灯等の設置

- (1) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置すること。
- (2) 歩車道の区別のある道路においては、歩道上におおむね 1 メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界に接して設置すること。ただし、分離帯のある道路においては、分離帯に設置することができる。
- (3) 歩車道の区別のない道路においては、おおむね 4 メートル以上の有効残余幅

員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側に接し、側溝のない場合は路端に接し、それぞれ設置するものであること。

- (4) 道路標識等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。
- (5) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置すること。
- (6) アーム式の突出部の下端の路面からの高さは、車道にあっては4.5メートル、歩道にあっては2.5メートル以上で、その出幅は原則として柱から2メートル以内のものであること。

5 消火栓等の設置

- (1) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。
- (2) 歩車道の区別のある道路においては、歩道上におおむね1メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界に接して設置するものであること。この場合において、消火栓、消防用防火水槽の標識（以下「消火栓標識等」という。）の突出方向は路端方向であること。ただし、分離帯のある道路においては、分離帯に設置することができる。
- (3) 歩車道の区別のない道路においては、おおむね4メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側に接し、側溝のない場合は路端に接し、それぞれ設置するものであること。この場合、消火栓標識等の突出方向は道路の中央方向とする。
- (4) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときは、この限りでない。
 - ア 交差点等に接する歩道の部分
 - イ 法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分
- (5) 道路標識等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。
- (6) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置すること。
- (7) 消火栓標識等の形状は直径0.6メートル以内の円形とし、標識部分の下端は、路面から2.5メートル以上のものであること。ただし、突出式のものについて

は、4.5メートル以上のものであること。

(8) 消火栓標識等は、交通の妨害となるものでない限り消火栓又は消防水利施設の設置位置からおおむね5メートル以内に設置するものであること。

(9) 原則として広告板類が添架されないものであること。

6 路線バス停留所等の表示施設の設置

(1) 歩車道の区別のある道路においては、歩道上におおむね1メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界に接して設置するものであること。

(2) 歩車道の区別のない道路においては、おおむね4メートル以上の有効残余幅を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側に接し、側溝のない場合は路端に接し、それぞれ設置するものであること。ただし、タクシー乗場の表示施設は設置することはできない。

(3) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときは、この限りでない。

ア 交差点等に接する歩道の部分

イ 法第44条第1項第1号から第4号まで及び第6号並びに法第45条第1項第1号に定める道路の部分

(4) 道路標識等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。

(5) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置することであること。

(6) 路線バス停留所等の表示施設の表示板の下端は、原則として路面から1.8メートル以上とし、その形状は、直径0.6メートルの円形又は縦、横0.5メートル以内の長方形のものであること。

(7) 路線バス停留所の表示施設の表示板の下端に時刻表又は案内図を添架する場合には、幅0.3メートル以内のものであること。

(8) 照明式の表示施設にあっては、原則として路面からの高さ3メートル以下、幅及び厚さ0.45メートル以内のものであること。

(9) 路線バス停留所の表示施設は、原則として道路の両側に対面しないものであること。

(10) 原則として広告板が添架されないものであること。

7 路面電車停留場の表示施設の設置

- (1) 路面電車停留場の表示施設の表示板の下端は、原則として路面から1.8メートル以上とし、その形状は、直径0.6メートル以内の円形又は縦、横0.5メートル以内の長方形のものであること。
- (2) 路面電車停留場の表示施設の表示板の下端に時刻表又は案内図を添架する場合には、幅0.4メートル以内のものであること。
- (3) 照明式の表示施設にあっては、原則として路面からの高さ3メートル以下、幅及び厚さ0.45メートル以内のものであること。

8 路線バス停留所ベンチ等の設置

- (1) 原則として歩車道の区別のある道路の歩道上におおむね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩行者、自転車通行者等の通行の支障となることのないよう設置するものであること。
- (2) 夜間において歩行者、自転車通行者等の妨げとならないよう相当の照度が確保できる場所であること。
- (3) ベンチの構造は、原則として幅0.5メートル以内、長さ2メートル以内とし、かつ、強固なものであること。

9 路線バス停留所の上屋の設置

- (1) 法敷のある道路においては、原則として法敷に支柱を設置するものであること。
- (2) 歩車道の区別のある道路においては、歩道上におおむね3メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界又は路端に接して支柱を設置するものであること。
- (3) 歩車道の区別のない道路においては、おおむね7メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側に接し、側溝のない場合は路端と接し、支柱を設置すること。
- (4) 道路標識等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。特に上屋の色には、信号機の表示する灯火と異なる色を用いるものであること。
- (5) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置すること。

- (6) 上屋の幅は、原則として2メートル以下のものであること。ただし、5メートル以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。
- (7) 上屋の長さは、原則として12メートル以下のものであること。ただし、駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。
- (8) 上屋の下端は、原則として路面から2.5メートル以上、4.5メートル以下のこと。
- (9) 上屋の主要構造物は鋼材類、屋根は不燃材料を用いることとし、地震、風雨、雪荷重等に対し十分安全な構造のものであること。
- (10) 上屋の主要構造物は、他の部分に接続しないものであること。
- (11) 上屋に壁面を設置し、当該壁面に広告を添架する場合には、「バス停留所等の上屋に関する道路使用許可の取扱いについて（平成25年3月6日付け警察庁通達）」に基づくこととする。

10 アーケードの設置

アーケードの設置については、「アーケードの取扱いについて」（昭和30年2月1日付け国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号共同通達）の基準によるものとするが、次の事項に留意すること。

- (1) 許可等に関する事務及び調整を行うため、関係のある道路管理者、特定行政庁、警察署長及び消防署長からなる連絡協議会等を設け、当該連絡協議会等において各機関の意見が一致した場合に限り、許可等をすること。
- (2) アーケードは、がんぎ（道路区域内に出る雪よけをいう。）又は商業の利便の向上のためやむを得ないもので、かつ、相当の公共性を有するものであること。
- (3) アーケードは、道路標識、信号機等の効用を妨げ、道路の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全と円滑を害するようなものでないこと。
- (4) 風雨、地震等により、アーケードが破損し、倒壊し、又は飛散して、歩行者又は車両の運転者の安全を脅かすあそれのないものであること。

11 アーチの設置

- (1) 歩車道の区別のある道路においては、歩道上におおむね3メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界又は路面に接して支柱を設置するものであ

ること。

- (2) 歩車道の区別のない道路においては、支柱の内側の間隔が原則として7メートル以上確保するものであること。
- (3) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときは、この限りでない。
 - ア 交差点等に接する道路及び歩道の部分
 - イ 第44条第1項第1号から第6号まで並びに第45条第1項第1号及び第3号から第5号までに定める道路の部分
- (4) 道路標識等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。特に、アーチの灯火は、信号機の表示する灯火と異なる色を用いるものであること。
- (5) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置することであること。
- (6) アーチの道路を横断する部分の下端は、路面から4.5メートル以上のものであること。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道上においては、2.5メートル以上のものであること。
- (7) 支柱は、その基礎の上端を路面と同じ高さとし、歩道においては歩車道の境界又は路端に接し、歩車道の区別のない道路においては、側溝の縁石の道路側又は路端に接して設置することであること。

12 日よけの設置

- (1) 道路に柱を建てない構造のものであること。
- (2) 日よけの下端は、原則として路面から2.5メートル以上のものであること。ただし、巻き上げ式の日よけの方杖の下端は、路面から2メートル以上のものであること。
- (3) 日よけの出幅は、原則として歩車道の区別のある道路で歩道の幅が4メートル未満の場所にあっては0.6メートル以内、4メートル以上の場所では1.5メートル以内とし、歩車道の区別のない道路では0.6メートル以内のものであること。
- (4) 道路標識等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。

- (5) 日よけの覆部は布類で、色は信号機の表示する灯火と異なる色を用いるものであること。
- (6) 広告の類を表示しないものであること。
- (7) 風雨、地震等により、日よけが破損し、倒壊し、又は飛散して、歩行者又は車両の運転者の安全を脅かすあそれのないものであること。

13 上空通路の設置

上空通路の設置については、道路の上空に設ける通路の取扱等について（昭和32年7月15日付け建設省発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号共同通達）の基準とするが、次の事項について留意すること。

- (1) 許可等に関する事務及び調整を行うため、関係のある道路管理者、特定行政庁、警察署長及び消防署長からなる連絡協議会等を設け、当該連絡協議会等において各機関の意見が一致した場合に限り、許可等をすること。
- (2) 上空通路を設けることは、交通の安全上、防火上、衛生上その他俊計画的な見地から種々の問題を生じやすいので、設置場所、位置等について慎重に検討し、みだりに設置を認めないこと。
- (3) 上空通路が設けられた場合、ややもすると通路内又はその下の道路上にみだりに商品、立看板、自転車等を置きやすくなることから、その防止対策を講じたものであること。
- (4) 上空通路は、建築物内の多数人の避難、道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与することであること。
- (5) 上空通路は、道路標識等の効用を妨げ、道路の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けられるものであること。
- (6) 通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、これらの物件に支障を及ぼさないような高さ（おおむね5.5メートル以上）とすること。
- (7) 上空通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造であること。
- (8) 上空通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けるものであること。
- (9) 上空通路の外部には、恒久的であると臨時的であるとを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加しないものであること。
- (10) 風雨、地震等により、上空通路が破損し、倒壊し、又は飛散して、歩行者又

は車両の運転者の安全を脅かすあそれのないものであること。

14 上空工作物の設置

- (1) 工作物を支える柱は、道路以外の場所に設置するものであること。
- (2) 工作物の下端は、原則として路面から5.5メートル以上のものであること。
- (3) 道路標識等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。
- (4) 車両の運転者に注意を喚起するため、工作物の高さを表示した表示板を見やすい箇所に掲出すること。
- (5) (4)の表示板は、夜間においても視認できるよう反射材を用いたものか、照明装置が付けられているものであること。
- (6) 落下のおそれのない堅固な構造のものであること。
- (7) 広告の類を表示しないものであること。

15 舞台、やぐら等の設置

- (1) 祭礼、盆踊り等社会の慣習上やむを得ないもので、一時的なものであること。
- (2) 倒壊のおそれのない堅固な構造のものであること。
- (3) 風雨、地震等により、上空工作物が破損し、倒壊し、又は飛散して、歩行者又は車両の運転者の安全を脅かすあそれのないものであること。

16 建築作業用工作物の設置

- (1) 建築作業又は工事用の板囲い、足場、支柱、繩張り、掛けだし又は詰所等を設置する場合は、原則として歩車道の区別のある道路では歩道上とし、その出幅は歩道幅員の3分の1以内、歩車道の区別のない道路では道路上への出幅は1メートル以内のこと。
- (2) 掛けだしの下端の路面からの高さは、歩車道の区別のある道路では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路では4.5メートル以上のものであること。
- (3) 跨道構台は、原則として歩車道の区別ある道路の歩道上に設置することとし、構台の下端の路面からの高さは、歩車道の区別のある道路では歩道上で3メートル以上、歩車道の区別のない道路では4.5メートル以上、方丈の下端の路面からの高さは2.5メートル以上のものであること。
- (4) 掛けだし及び跨道構台の棚下には、夜間においても視認できるよう照明施設を設けるものであること。

- (5) 広告の類を表示しないものであること。
- (6) 風雨、地震等により、又は人が寄り掛かるなどして工作物が破損し、倒壊し、又は飛散して、歩行者又は車両の運転者の安全を脅かすあそれのないものであること。

17 立看板等の設置

- (1) 公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められるものであること。
- (2) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。
- (3) 歩車道の区別のある道路においては、原則として歩道上の官民境界に接して設置するものであること。
- (4) 歩車道の区別のない道路においては、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側に接し、側溝のない場合は路端に接し、それぞれ設置するものであること。
- (5) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときは、この限りでない。
 - ア 交差点等に接する歩道の部分
 - イ 法第44条第1項第1号から第6号まで定める道路の部分
- (6) 道路標識等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。
- (7) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置すること。
- (8) 原則として、車両の進行方向に対面することのないよう設置するものであること。
- (9) 風雨、地震等により、立看板等が破損し、倒壊し、又は飛散して、歩行者又は車両の運転者の安全を脅かすあそれのないものであること。

18 電柱等の添架広告物等の設置

- (1) 電柱等及び消火栓標識等に添架する広告物等の大きさは、縦1.2メートル以内、横0.45メートル以内のものであること。
- (2) 広告物等の下端の路面からの高さは4.5メートル以上、側面と電柱等との間隔は0.15メートル以内のものであること。
- (3) 広告物等は電柱等1本につき1個とし、その突き出し方向は原則として民地側であること。

(4) 道路標識等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。

(5) 風雨、地震等により、添架広告物等が破損し、倒壊し、又は飛散して、歩行者又は車両の運転者の安全を脅かすあそれのないものであること。

19 取付け看板等の設置

(1) 取付け看板、標灯等の下端の路面からの高さは、歩車道の区別のある道路にあっては2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路にあっては4.5メートル以上のものであること。

(2) 取付け看板、灯火等の出幅は、原則として1メートル以内のものであること。

(3) 標灯は、原則として点滅式としないほか、道路標識等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。

(4) 風雨、地震等により、又は人が寄り掛かるなどして取付け看板等が破損し、倒壊し、又は飛散して、歩行者又は車両の運転者の安全を脅かすあそれのないものであること。

20 横断幕の設置

(1) 公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであって、かつ、一時的なものであること。

(2) 横断幕の下端の路面からの高さは、5.5メートル以上であるか、又は横断幕が歩道橋、高架橋等の側面に収まるものであること。

(3) 道路標識等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。

21 飾り付けの設置

(1) 飾り付けは、公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであって、かつ、一時的なものであること。

(2) 飾り付けは、路端又は歩道上の既設工作物に取り付けるものとし、その出幅は0.6メートル以内とし、その下端の路面からの高さは2.5メートル以上のものであること。

(3) 道路標識等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。

(4) 風雨、地震等により、飾り付けが破損し、倒壊し、又は飛散して、歩行者又

は車両の運転者の安全を脅かすあそれのないものであること。

22 情報提供装置、施設等の設置

- (1) 公益性の認められるものであること。
- (2) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。
- (3) 歩車道の区別のある道路においては、歩道上におおむね1.5メートルの有効残余幅員を確保し、歩車道の境界に接して設置するものであること。
- (4) 歩車道の区別のない道路においては、おおむね6.5メートルの有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側に接し、側溝のない場合は路端に接し、それぞれ設置するものであること。
- (5) 設置する場所は、次の場所以外の場所であること。
 - ア 交差点等に接する歩道の部分
 - イ 法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分
- (6) 道路標識等の見通しを妨げないような場所又は方法で設置するものであること。
- (7) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置すること。
- (8) 風雨、地震等により、又は人が寄り掛かるなどして工作物が破損し、倒壊し、又は飛散して、歩行者又は車両の運転者の安全を脅かすあそれのないものであること。

23 その他道路上又は道路の上空若しくは地下における前各項に類する工作物の設置

審査は、1から22までの審査事項に準ずる。

第3 法第77条第1項第3号に掲げる工事又は作業（3号許可）

1 露店

次の事項について審査するものとする。

- (1) 社会の慣習上やむを得ないものであって、かつ、一時的なものであること。
- (2) 主要幹線道路、バス運行道路等交通頻繁な道路以外に出店するものであること。ただし、祭礼、縁日等で社会の慣習上やむを得ないもので、かつ、臨時的なものは、この限りではない。
- (3) 歩車道の区別のある道路においては、歩車道の境界又は路端に接して出店す

るものであること。

- (4) 歩車道の区別のない道路においては、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側に接し、側溝のない場合は路端に接し、それぞれ出店するものであること。
- (5) 出店場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、社会の慣習上やむを得ないと認めるときは、この限りでない。
 - ア 交差点等に接する歩道の部分
 - イ 法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分
 - ウ デパート、映画館、劇場等不特定多数の人が集まる施設の出入口付近
- (6) 出店場所は、沿道居住者の同意が得られる場所であること。
- (7) 原則として、大きさは間口3メートル以内、奥行き2メートル以内、高さ2メートル以内のものであること。
- (8) 営業時間以外は、施設を道路に置かないものであること。

2 屋台店

1 の審査事項に準ずる。

3 靴磨き、靴修理、大道占い等

- (1) 歩車道の区別のある道路においては歩道上に、歩車道の境界又は路面に接して出店するものであること。
- (2) 歩車道の区別のない道路においては、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側に接し、側溝のない場合は路端に接し、それぞれ出店するものであること。
- (3) 出店場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、社会の慣習上やむを得ないと認めるときは、この限りでない。
 - ア 交差点等に接する歩道の部分
 - イ 法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分
 - ウ デパート、映画館、劇場等不特定多数の人が集まる施設の出入口付近
- (4) 出店場所は、沿道居住者の同意が得られる場所であること。
- (5) 道路使用の範囲は、おおむね1平方メートル以内であること。

4 商店が臨時に出す商品の陳列台

- (1) 商店が臨時に出す商品の陳列台を設置する場所は、原則として歩道上であること。
- (2) 商店が臨時に出す商品の陳列台は、道路に固定しないものであること。

(3) 営業時間以外は、施設を道路に置かないものであること。

5 その他 1 から 4 までに類するもの

審査は、1 から 4 までの審査事項に準ずる。なお、自動販売機を恒常に設置するものについては、許可の取扱いは行わないこと。

第4 法第77条第1項第1号に掲げる工事又は作業（4号許可）

1 祭礼行事、記念行事、式典等

(1) 原則として主要幹線道路、路線バス通行道路その他交通の頻繁な道路以外の道路において行うものであること。ただし、公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められるものは、この限りでない。

(2) 交通の危険を防止するため、道路又は交通の状況に応じ適切な通行区分により通行するものであること。

(3) 交差点、曲がり角等交通の危険が生じやすい場所には、必要な自主整理員を配置するものであること。

(4) 交通の危険を防止するため、参加人員数に応じて数個のてい団に区分し、かつ、てい団ごとの間隔を適当に保つものであること。

(5) てい団ごとに必要な指揮統制員を配置し、てい団をその指揮に従わせるとともに、他の歩行者等への危険を防止するため、祭礼服又は腕章等をつけた必要数の自主整理員を配置するものであること。

(6) 観客席等の施設は、原則として道路上に設置するものでないこと。

2 ロケーション、撮影会等

(1) 原則として、主要幹線道路、路線バス通行道路その他交通の頻繁な道路以外の道路において行うものであること。

(2) 交通の危険を防止するため、必要数の自主整理員を配置するものであること。

(3) 照明灯、投光器等を使用する場合は、通行する車両等の運転者の目を眩惑させないものであること。

(4) 資材、機械器具等は、交通の妨害となる場所に置かないものであること。

(5) 道路上でサイン行為その他人寄せとなる行為をしないものであること。

3 集団行進、集団示威運動、パレード等

(1) 原則として主要幹線道路、路線バス通行道路その他交通の頻繁な道路以外の道路において行うものであること。ただし、公益上又は社会の慣習上やむを得

ないと認められるものは、この限りでない。

- (2) 交通の危険を防止するため、道路又は交通の状況に応じ適切な通行区分により通行するものであること。
- (3) 交差点、曲がり角等交通の危険が生じやすい場所には、必要な自主整理員を配置するものであること。
- (4) 歩行者と車両が一体となって行進、パレード等を行うものについては、行進する歩行者に危険が生じるおそれがなく、かつ、交通の妨害にならないと認められるものであること。
- (5) 車両により行進、パレード等を行う場合
 - ア 多数の車両を使用する場合は、原則として自動車（自動二輪車を除く。）は5台、自動二輪車及び原動機付自転車は10台、自転車は15台を1隊として区分し、各隊ごとに責任者を付けるものであること。
 - イ 種別の異なる車両を使用するものは、種別ごとに区分して隊を編成すること。
 - ウ 交通の危険を防止するため、行進、パレード等の体形は原則として1列とし、各隊ごとの間隔を適当に保つものであること。
- (6) 歩行者により行進、パレード等を行う場合
 - ア ジグザグ行進、うず巻行進、おそ足行進又はことさらに立ちどまり、座り込み、若しくは道路いっぱいに広がるなどの交通の妨害となる行為をしないものであること。
 - イ 行進、パレード等の隊形は、道路又は交通の状況により原則として2列ないし3列の縦隊とするほか、多数の人員が参加するときは、交通上の危険を防止するため、団体ごとに1隊（団体の参加人員が100名を超える場合は、100名ごとに1隊）とし、各隊ごとに責任者を付けるものであること。
 - ウ 交通の危険を防止するため、各隊ごとに間隔を適当に保つものであること。
- (7) 車両と歩行者が共に行進、パレード等を行う場合
 - 原則として、許可の取扱いをしない。ただし、許可する場合は、指揮統制用の車両を必要に応じ先頭又は後方に付けるものとする。

4 車両街宣等

- (1) 使用する車両は1台に限るものとし、かつ、一時的なものであること。

(2) 道路において停車又は駐車して、放送又は映写等を行なわないものであること。ただし、公益上又は社会の慣習上やむを得ないと認められるときは、交通の妨害となるおそれが少ないと認められる場所又は時間に限り、駐車して放送又は映写等を行うことができる。この場合は、次の基準による。

ア 駐車して放送又は映写等を行うことができる場所は、法第44条の道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路及び同条第1号から第6号までに掲げる道路以外の部分であること。

イ 駐車して放送又は映写等を行うことができる時間は、交通の頻繁な時間以外で、かつ、30分以内のこと。

5 演説等による人寄せ

(1) 演説等を実施する場所は、道路広場、橋詰広場その他視聴者を収容するため十分な余地のある場所とし、交通の妨害とならない場所であること。

(2) 他の演説等その他の行事と競合し、又は参集する視聴者が多数に上る場合において、交通の危険を生じさせないため必要な措置を講じているものであること。

(3) 著しい交通の妨害がなく、又はそのおそれがないような方法で実施すること。

6 スポット・ビジョンの放映、レーザー光線の投射等

(1) 交差点等の周辺その他交通の危険が生じやすい場所以外で行うものであること。

(2) 道路標識等の見通しを妨げないような場所又は方法で行うものであること。

(3) レーザー光線にあっては、道路を挟んで投射しないものであること。

(4) 交通の頻繁な道路、時間帯以外に行うものであること。

(5) 資材、機械等は、原則として道路上に置かないものであること。

(6) 画像は、静止画像を基本とし、連続性、ストーリー性を持たないものであること。

(7) 歩行者等が参集する場合には、必要な自主整理員を配置するとともに、交通渋滞等の支障が生じたときは、速やかに中止すること。

7 消防訓練、水防訓練、避難救護訓練等

(1) 交通の頻繁な道路、時間帯以外に実施すること。

(2) 資材、機械等は、原則として交通の妨害となる場所に置かないものであること。

(3) 交差点、曲がり角等交通の危険が生じやすい場所に、必要な自主整理員の配置、安全柵の設置等交通の危険防止のための措置をとるものであること。

8 寄付金、署名等

(1) 交通の頻繁な道路、時間帯には、原則として実施しないものであること。

(2) 人にまとわりつき又は行く手を遮るなど、交通の妨げとなるような方法、形態をとらないで行うものであること。

(3) 原則として、寄付又は署名等のための机、台等を道路上に置かないものであること。

(4) 1箇所における従事員は、原則として5名以内とし、責任者を配置することであること。

9 宣伝物等の交付、配布

(1) 宣伝物等は、交付又は配布するものとし、散布しないものであること。

(2) 交付する宣伝物等は、通行人に危害を及ぼすおそれのないものであること。

(3) 通行中の車両から散布しないものであること。

(4) 交付する場所は路端とし、人にまとわりつき又は行く手を遮るなど交通の妨げとなる方法、形態をとらないで行うものであること。

(5) 交付又は配布するために机、台等を道路上に置かないものであること。ただし、交通の妨げとなるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

(6) 1箇所における従事員は、原則として5名以内とし、責任者を配置することであること。

10 チンドン屋、サンドイッチマン等

(1) 交通の頻繁な道路、時間帯には、原則として実施しないものであること。

(2) 原則として、1団の構成人員は10名以下のものであること。

(3) 旗、看板等は、横幅は1メートル以内とし、かつ、1人で容易に持ち歩きができるものであること。

(4) 人にまとわりつき、又は行く手を遮るなど交通の妨げとなる方法、形態をとらないで行うものであること。

11 マラソン等

- (1) 公益性の認められるものであること。
- (2) 原則として、主要幹線道路、路線バス通行道路その他交通の頻繁な道路以外の道路において行うものであること。
- (3) 交通の危険を防止するため、道路又は交通の状況に応じ適切な通行区分により通行するものであること。
- (4) 交差点、曲がり角等交通の危険が生じやすい場所には、必要な自主整理員を配置するものであること。
- (5) 審判車、連絡車等競技に使用する自動車は、必要最小限度とし、応援用のものは使用しないものであること。
- (6) 出発及び到着地点は、原則として広場、競技場等とし、道路上以外の場所とするものであること。
- (7) 中継地点は、原則として交通の妨害とならない待避所、空き地等とし、道路上以外の場所とするものであること。

12 車両装飾等

- (1) 使用する車両は、自動二輪車又は原動機付自転車以外の車両によるものであること。
- (2) 車両等に取り付ける電光式又は内照式等の広告器は、車幅からはみ出るものでなく、光度は300カンデラ以下で点滅式又は回転式以外のものであること。
- (3) 車両等の側面に広告又は宣伝等のため人目を引くように文字、絵等を書いて通行する場合は、電光式又は点滅式のものでなく、かつ、図柄が走行中に変化しないものであること。
- (4) 車両等に装飾を取り付ける場合は、一時的なものとし、装飾の出幅は0.05メートル以内で発光体でなく、道交法第55条第2項（乗車又は積載の方法）に違反しないものであること。
- (5) 花電車、仮装自動車は、国民的慶祝行事又は伝統的な記念行事等の場合に限るものであること。
- (6) 取り付ける装置又は装いは、道路運送車両法等関係法令に抵触しないものであること。

13 ロボットの実証実験等

- (1) 実証実験の方法又は態様が、著しく交通の危険又は妨害とならないものであ

ること。

- (2) 必要に応じ、自主整理員を配置するものであること。
- (3) 「搭乗型移動支援ロボット公道実証実験」については、「搭乗型移動支援ロボット公道実証実験」に係る取扱いについて（平成27年7月2日付け警察庁丁交企発第104号、丁規発第38号）の別添にある「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準」に規定されている審査基準に基づき、審査すること。